

平成 25 年 1 2 月 1 9 日 教育委員会会議

- ・日 時 平成 25 年 1 2 月 1 9 日(木) 午後 3 時 0 0 分～午後 3 時 2 5 分
- ・場 所 1 0 階 委員会開催室
- ・出席委員 金村勲委員長、須賀まり子委員、無着道子委員、徳永正靱委員
後藤恒裕教育長

会議次第

- 1 開 会
- 2 前回会議録承認
- 3 議 案
議案第 3 8 号 教育財産（土地）の用途廃止について
- 4 報 告
(1) 高等学校授業料制度の見直しについて
- 5 そ の 他
- 6 日 程 等
(1) 日程について
(2) 教育委員会主催（共催）の行事予定について
- 7 閉 会

会議録

- 1 開 会 委員長
- 2 前回会議録承認
- 3 議 事

委員長…議事に入ります。はじめに議案第 3 8 号 教育財産（土地）の用途廃止について説明をお願いします。

管理課長より議案第 3 8 号について、山形県が実施する一般国道 3 4 8 号線交通安全道路事業（山形市南館）に伴い、南沼原小学校敷地の一部が事業の代替用地となるため、また、代替用地の不足分面積について学校敷地の一部を譲渡するため、現在教育財産となっている土地の一部を用途廃止する旨説明があった。

委員長…エレベータ付歩道橋の設置工事のための用途廃止とのことだが、歩道橋の工事はいつから始まるのか。

施設整備室長…設置工事は、すでに12月2日から下部工の工事が始まっている。山形県では、エレベータと歩道橋の最終的な完成を平成26年10月末と予定しているが、南沼原小学校の児童が少しでも早く利用できるよう、歩道橋の部分を8月下旬に完成させる予定でいる。

委員長…歩道橋は通学の時のみでなく体育の授業などでグラウンドに移動するときにも使うとのことだが、グラウンドはいつから使えるようになるのか。

施設整備室長…平成26年の4月から使用できるようになる。現在ほとんど完成している状態で、3月に最終の確認を行う。

4 報 告

委員長…報告に入ります。高等学校授業料制度の見直しについて、報告をお願いします。

商業高等学校事務長から、平成22年4月1日から施行されている「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校就学支援金の支給に関する法律」に基づき、現在公立高校の授業料無償化や私立高校などへの就学支援金支給を行い負担軽減を図っているが、高等学校等における経済的負担の軽減を適正に行うため、政府が秋の臨時国会に同法律の一部改正案を提出し、成立したことから、平成26年度4月1日から新制度が施行される旨と新制度の概要について報告があった。

委員長…新制度において、所得制限基準を超えた所得があり、授業料を支払う必要がある生徒はどのくらいと見込んでいるのか。

商業高等学校事務長…全国平均で22%、山形県は共稼ぎの世帯が多いので、25%と予定している。人数に直すと全国で新入生約113万人中約25万人、山形県については新入生約1万800人中約2680人程度と考えている。

委員長…今まで国で負担していた金額は何に充てることになるのか。

商業高等学校事務長…所得基準額を上回った世帯が授業料を負担することによる余剰金については、私立学校の就学支援金の拡充や低所得者向けの奨学金の創設などへの使用が予定されている。

5 その他

委員長…その他ですが、何かございませんか。

(各委員、事務局より「なし」の声あり。)

6 日程等

委員長…それでは日程の報告をお願いします。

管理課長から、平成25年12月20日から平成26年1月23日までの日程、行事予定について説明があった。

7 閉会 委員長